

2 0 1 6 年 度

事 業 報 告 書

一般財団法人 製品安全協会

2016年度の事業報告書

(2016年4月1日～2017年3月31日)

1 はじめに

2016年度の経済動向において雇用・所得環境の改善が見られるなかで、新興国経済等の海外経済の弱さや資源価格の低下の動きが一服したこと等により、生産面を中心に緩やかな回復基調が続いた。しかし、設備投資や個人消費といった支出面への波及が十分ではなく、全体としては力強さを欠いた動きとなった。

当協会の収支については、個人消費の停滞の影響もあってか収入、支出ともに前年度を下回った。

収入の大部分を占めるSGマーク表示手数料収入について品目ごとに見ると、ベビーカー、ゴルフクラブ、シルバーカーなどで減少し、竹刀、非木製バットなどで増加した。

SGマーク基準等作成業務においては、フットサルゴール(移動式)について新たな基準を作成するとともに、移動式バスケット台(移動式)、住宅用金属製脚立、乳幼児用ハイチェア、ベビーカー及びゆたんぼについて、現在のニーズや環境の変化に対応した基準の見直しを行った。

また、SGマーク表示以外の事業多角化の方針のもとに近年実施している「消費生活用製品安全法」に基づき特別特定製品に指定されたライターの登録検査機関の技術基準適合性検査に係る支援業務、工場登録維持管理制度、工場品質管理評価制度などにも継続的に取り組むとともに、SGマーク製品の海外、特に中国での生産が増加していることから、2010年に上海に設置した中国連絡所準備室を通じて、SGマーク製品の信頼性確保に努めた。

2 SGマーク基準等作成業務

1) 新規SG基準の作成

① 保温ボトル

近年のエコブームに伴い保温ボトルの市場が急激に拡大しており、特に輸入品に関しては新規参入事業者も増えたことにより品質の低下が懸念される。

こうした状況を踏まえ、2014年9月から専門部会での検討を開始し、2016年2月の安全管理委員会での審議を経てSG基準を作成し、2016年7月より事務受付を開始した。

② フットサルゴール(移動式)

フットサルは、1994年頃から手軽に行えるスポーツとして拡がり始め、2008年には学校の体育授業にも取り入れることができるようになり普及の拡がりを見せている。フットサルゴールにおいてもサッカーゴールやハンドボールゴールと同様に転倒事故等が発生しているが、製品安全に関する基準等は作成されておらず、基準化が要望されていた。

既に SG 基準となっているサッカーゴールやハンドボールゴールの基準を参考にし、主に一般競技や体育運動に使用するフットサルゴールについて SG 基準化を行った。なお、屋内外を問わず移動式の物を対象とする。

2015年11月から体育施設用器具の専門部会での検討を開始し、2016年10月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正し、2017年1月より事務受付を開始した。

2) 既存 SG 基準の見直し

① バスケット台(移動式)及び体育運動用緩衝パッド

体育施設用器具については、1990～1994年に基準を作成して以来、多くの品目について改正が行われていなかった。近年の製品起因の事故、用具の進歩、ルールの変更等への対応に加え、一部構造規制を撤廃することにより新規製品開発の支障にならないよう改めることとした。

2014年9月から体育施設用器具の専門部会での検討を開始し、2015年度までに6品目の SG 基準改正を、2016年度は上記2品目の SG 基準改正のための検討を行った。移動式バスケット装置については、2016年10月の安全管理委員会での審議を経て「バスケット台(移動式)」と名称を変更のうえ SG 基準を改正し、2017年1月より事務受付を開始した。体育運動用緩衝パッドについては2017年度に継続して検討する予定。

② 乳母車(ベビーカー)

1973年に作成された乳母車の SG 基準について、ベビーカー安全協議会等から、外国規格とのハーモナイゼーション、公共交通機関への持込の対応等について提言があったことを契機に、2016年4月から基準改正のための検討を開始した。

使用環境の違いから、外国規格との完全整合は困難との結論となったが、可能な限り試験治具等の共通化を行い、2017年2月の安全管理委員会での審議を経て「ベビーカー」と名称を変更のうえ SG 基準を改正、2017年4月から事務受付を開始。

③ 乳幼児用ハイチェア

回転するテーブル(未使用時に背もたれの後ろに収納できるもの)についての危険性の指摘を外部より受けたため、2016年10月の安全管理委員会での審議を経て当該部分に関する SG 基準を改正、2017年5月から事務受付を開始。

④ 野球及びソフトボール用ヘルメット

「野球用ヘルメットの SG 基準」と「軟式野球用ヘルメット及びソフトボール用ヘルメットの SG 基準」を統合するとともに適用範囲を拡大する基準の見直しのための検討を 2013 年 6 月から開始した。2016 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て「野球用及びソフトボール用ヘルメットの SG 基準」と名称を変更して SG 基準を改正、2017 年 2 月から事務受付を開始。

⑤ ゆたんぼ

従来、B1 形ゆたんぼ(ゴム製ゆたんぼ)は天然ゴム製を念頭においた規定値となっていたが、近年、シリコーン製やクロロプレイン製(ネオプレイン製)など天然ゴムとは異なる材料のゴム製ゆたんぼが発売されてきた。これを受けて、2015 年 7 月から専門部会での審議を開始し、2017 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2017 年 4 月から事務受付を開始。

3) SG 基準品目数の現状

1973 年 10 月の SG マーク制度発足以降、消費者、生産者、行政機関等の要請を踏まえ基準作成・改正を行っている。

2016 年度は「フットサルゴール(移動式)」が加わり、また一部の品目で統合を行った結果、2016 年度末までの基準作成品目は合計 138 品目となっている。また 2016 年度末事務受付中の SG 基準の品目数も、「保温ボトル」と「フットサルゴール(移動式)」が加わり 112 品目となっている。

4) WTO/TBT 通報

WTO/TBT 協定に基づき、作業計画、作成された規格及び原案提示を行っている。2016 年 11 月 4 日に「フットサルゴール(移動式)」、「バスケット台(移動式)」、「住宅用金属製脚立」及び「乳幼児用ハイチェア」、2017 年 1 月 20 日に「ベビーカー」、「ゆたんぼ」、「家庭用の圧力なべ及び圧力かま」及び「乗車用ヘルメット」について、それぞれ原案提示(意見受付公告)を行った。

3 SG 基準に基づく安全性の認証及び SG マーク表示交付業務

1) SG マーク表示申請の実績

2016 年度の SG マーク表示手数料収入(消費税抜き)は、前年度比 5%の減となった。検査手数料外枠化の影響を除いても、中長期的に漸減傾向が続いている。

SG マーク表示手数料収入上位 15 品目の実績表

	(消費税抜き) 品目名	2016 年度収入		2016 年度数量	
		(千円)	対前年度比	(千)	対前年度比
1	プラスチック浴そうふた	25,526	0.96	1,964	0.96
2	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	21,009	1.08	2,656	0.97
3	住宅用金属製脚立	19,430	1.06	1,143	1.06
4	クッキングヒータ用調理器具	18,733	0.95	3,141	0.95
5	非木製バット	17,292	1.17	346	1.17
6	乗車用ヘルメット	16,239	1.07	1,353	1.07
7	自転車	9,982	0.91	399	0.91
8	ベビーカー	9,539	0.62	353	0.62
9	自転車等用ヘルメット	9,522	0.91	1,190	0.94
10	ゴルフクラブ	9,089	0.67	3,447	0.69
11	自転車用空気ポンプ	8,849	0.86	1,264	0.86
12	竹刀	8,000	1.57	800	1.57
13	棒状つえ	7,340	0.90	734	0.90
14	手動車いす	6,553	0.79	55	0.79
15	シルバーカー	5,920	0.68	237	0.68
	上記小計	193,023	0.94	19,082	0.90
	上記以外の品目	51,637	0.96	82,281	0.91
	合計	244,660	0.95	101,363	0.91

上位 15 品目のうち、SG マーク表示申請数量が 15%以上減少した品目は、ベビーカー、ゴルフクラブ、手動車いす、シルバーカーであった。一方数量が 15%以上増加した品目は、非木製バット、竹刀であった。

2) 業務委託検査機関

当協会は、SG マーク対象品目ごとに国内外の検査機関と業務委託契約を締結したうえで型式確認及びロット認証を行っている。2016 年度末時点での業務委託検査機関は、

国内 15 機関、海外 7 機関となっている。

3) 工場登録・有効型式保有工場数

2016 年度の新規工場登録数は、22 工場、うち海外 18 工場(中国が 13 工場)であった。品目では、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、野球及びソフトボール用ヘルメット、プラスチック浴そうふた、乳幼児用ハイチェア、抱っこひも、自転車、乳幼児用いす、自転車等用ヘルメット、自転車用幼児座席、バドミントンラケット、野球・ソフト用捕手ヘルメット、野球投手用ヘッドギア、竹刀、クッキングヒータ用調理器具、自動車用油圧式ガレージジャッキ、捕手用マスク、フットサルゴール(移動式)であった。

2017 年 3 月末の工場等登録数は 675 工場で、前年度末より 19 工場増となった。このうち有効型式保有工場数は 377 工場となり、前年度末より 1 工場減となった。うち海外の有効型式保有工場数は 165 工場と、前年度末から横ばいである。なお、国別では日本の 212 工場(56%)を除くと中国の 115 工場(31%)が最も多く、台湾 15 工場、ベトナム 13 工場、韓国 4 工場と続いている。

4) 各種手数料及び検査機関との業務委託契約の改定

SG マーク表示申請企業の利便性向上のため、2011 年度から業務委託検査機関の複数化を積極的に進めてきた。これに伴い検査手数料の外枠化、各種手数料の改定も実施した。業務委託検査機関の複数化についてはほぼ完了した。また SG 基準作成、改正に伴う各種手数料の改定も従来どおり行っており、2016 年度は次のとおり改定を行った。

・各種手数料及び検査機関との業務委託契約の改定： 13 品目 18 件

4 SG マーク制度信頼性向上のための検査・調査業務及び関連業務

1) SG マーク付き製品の試買検査

試買検査は次の三つの観点から実施している。

- ① 市場に出回っている製品について、SG 基準に適合しているかどうか。
- ② SG 基準が改正された製品について、改正後の基準に適合しているかどうか。
- ③ 業務委託検査機関複数化に伴い、同一の製品について複数の業務委託検査機関で行う試験所間比較試験にて大きな差異がないかどうか。

2016 年度は、8 品目 12 銘柄(家庭用の圧力なべ及び圧力がま、抱っこひも、自転車、乳幼児用移動防止さく、かん切り、ぶらさがり器具、卓球台、自動車用油圧式ガレージジャッキ)について、延べ 16 業務委託検査機関にて実施した結果、2 品目 2 銘柄(自

転車 1 銘柄、自動車用油圧式ガレージジャッキ 1 銘柄)について、延べ 2 業務委託検査機関にて SG 基準不適合があった。不適合のあった SG マーク表示事業者には、必要に応じて改善指導を行った。

また、同一製品について複数の業務委託検査機関で行った試験所間比較試験については、有意な差異は認められなかった。

2) 登録工場等の調査

事後調査

登録要件が守られているか、また、SG 基準の改正が行われた品目については、改正後の基準に対応した管理方法が採られているかどうかの確認のための調査を下記の工場について実施した。

- ・バレーボール支柱(9 件)
- ・とび箱(7 件)
- ・クッキングヒータ用調理器具(6 件)
- ・自転車用ヘルメット(4 件)
- ・店舗用ショッピングカート(1 件)
- ・抱っこひも(1 件)
- ・浴そうふた(1 件)
- ・乗車用ヘルメット(1 件)
- ・ゆたんぼ(1 件)

後継者不足により事業継続が困難になりつつある工場がいくつか見受けられた。

3) 改善指導

試買検査、事後調査や型式試験で不適合になった場合及び製品事故において製品欠陥が指摘された場合には、その事業者に対する改善指導等を行っている。

2016 年度は、試買検査等で SG 基準不適合となった次の事業者に対して改善指導を行った。

- ・自転車(1 件)
- ・自動車用油圧式ガレージジャッキ(1 件)

4) SG マークの信頼性確保

当協会の SG 制度管理システムについては、1982 年に SG 登録工場の認証製品の型式管理に導入して以降、少しずつ拡張、改善し業務管理の円滑化、顧客サービスの向上を図っている。

2015 年度からは SG 制度管理システムと関係する会計システムの改善に着手し、さらなる業務の合理化を進めつつある。また、SG マーク表示の適正化、SG マーク制度

の信頼性向上のための方策として 2016 年度には中国の 190 登録工場に対して前年度 SG マーク表示実績確認調査を行った。連絡が十分取れない工場も含めて、さらに調査を継続している。

5) 中国におけるライター適合性検査業務支援

消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されたライターの規制に関し、中国の寧波中盛産品検測会社が海外登録検査機関として認定され、当協会は日本における適合性検査の申請サポートサービス業務を行っている。2016 年度は 4 件(前年度も 4 件)の受付を行った。当初は当協会を窓口として申請していた事業者の一部が慣れてきて直接寧波中盛産品検測公司へ申請するようになったことにより近年はこのレベルで推移している。

6) 海外の事業者等との連携強化

① 中国連絡所準備室の活用

SG マーク製品の海外での生産が増加しており、特に中国での製造が多い。このため中国連絡所準備室において、中国国内の関係事業者、業務委託検査機関等への対応、サービスに努めるとともに、当協会が行う工場調査、SG マーク普及促進等について活用を図っている。

② アジアでの SG 制度普及促進対策

SG マークを表示する消費生活用製品の生産地は中国をはじめとしたアジアでの比率が増大しており、この傾向は今後とも拡大していくと予想される。こうしたアジアの主たる生産地である中国、台湾、ベトナムにおいて関係団体とも協力しつつ SG 制度普及対策に努めている。

2016 年度は、台湾、ベトナムを対象に消費生活用製品の生産状況、認証制度等についての調査を行った。

5 被害者救済等の業務

1) SG マーク制度に基づく被害者救済業務

2016 年度に SG マーク付き製品により発生した人身事故で、事故発生届を受理した事案は、脚立、シルバーカー、乳幼児用ハイローラックなど 6 品目 9 件であり、このうち賠償措置を講じることとしたものが 1 件、製品起因でないとしたものが 7 件、調査中のものが 1 件である。また、賠償金支払実績は、ゆたんぼなど 2 件(前年度受付分)だった。

2) 消費生活用製品 PL センターの業務

消費生活用製品 PL センターでは、2016 年度は製品の事故・品質等に関する相談等 470 件を受理した。このうち 255 件は消費者から、173 件は行政機関・消費生活センターからの相談・問合せだった。

相談内容区分では、PL センターが助言や争点整理を行った「事故相談」・「クレーム相談」がそれぞれ 123 件と 103 件で、このうち、PL センターが事業者に照会を行い、紛争解決に向けて協力を行った文書照会事案は、事故相談 1 件だった。

PL センターでは紛争解決手段として当事者からの申立に基づき、判定会を設置し調停を行うこととしているが、2016 年度に判定会を設置し、審査を行った事案はなかった。

6 情報提供・啓発・広報業務

1) SG マーク制度の普及促進を目的とした展示会等への参加

① 第 31 回ベビー・キッズ&マタニティショー2016

2016 年 9 月 30～10 月 1 日開催の第 31 回ベビー・キッズ&マタニティショー2016 に後援、出展した。展示内容に関して業務委託検査機関の協力を得て行った。また、抱っこひもの安全な使い方に関する動画を放映した。さらに、SG マーク制度に対する認識度、SG マーク付き製品の使用実態アンケートも実施した。

② 第 43 回国際福祉機器展 H.C.R.2016

2016 年 10 月 12～14 日開催の第 43 回国際福祉機器展 H.C.R.2016 に出展した。展示内容に関して業務委託検査機関の協力を得て行った。また、SG マーク制度に対する認識度、SG マーク付き製品の使用実態アンケートも実施した。

2) 乳幼児用品に関する安全協議会の活動への協力

① ベビーカー安全協議会

ベビーカーの安全性確保のため発足したベビーカー安全協議会の活動に対して支援・協力を行った。ベビーカーの ISO 作成の提案がフランス／中国より出てきており、同協議会が日本の国内対策委員会事務局として活動を開始したため、当協会もオブザーバーとして情報提供等の協力を行った。また、第 31 回ベビー・キッズ&マタニティショー2016 への協力を行った。

② 抱っこひも安全協議会

抱っこひもの安全性確保のため、2015 年 2 月に発足した抱っこひも安全協議会の

活動に対して、引続き支援・協力を行った。

3) SG マーク制度の普及・啓発・広報業務

SG マーク制度の普及を図るため、当協会 Web サイトの運営、SG ニュースのメルマガ配信を行うとともに、消費者団体の機関紙等への広告掲載を行った。

製造・輸入・販売事業者、消費者などに対して SG マーク制度の認知度を高めるため、5月に流通・販売向け SG 説明会を開催した。また自転車について、SG マークについて説明したシールを作製、なべ等の家庭用品について SG マークについて説明したプレートを作製、それぞれ自転車店、百貨店等に配布した。さらにプラスチック浴そうふたについては、普及促進用動画を作製、業界団体を通じて販売店に紹介し、普及に努めている。

この他、SG 関係事業者 Web サイトへの当協会 Web サイトからのリンク、製品紹介パンフレット等への「SG マークロゴ」の使用許可など、事業者の要請に応じている。

4) 消費生活用製品 PL センター業務の情報提供

PL センターダイジェスト(年4回発行)を、当協会 Web サイトに掲載した。併せて地方自治体、消費者団体、業界団体、損害保険会社等に電子メール(206通)で配信した。

7 調査・研究業務

政府や各種団体等が実施する事業に参加し、製品安全対策についての基準作成等に協力するとともに、こうした場を通じて得られる情報を当協会の活動に反映させている。

また、前年度に引き続き、消費者庁、製品評価技術基盤機構等が主催する製品安全に関する委員会に委員として参加し、製品安全対策の推進に協力した。

8 当協会の組織に係る業務

1) 組織・定員

2016年度末の当協会の常勤役員数は2名であり、職員等の総数は17名であった。

2) 理事会の開催

① 第10回理事会(通算第102回)

2016年6月8日に第10回理事会を開催し、2015年度の事業報告書、収支決算書に

ついて書面審議を行い、原案どおり承認された。

② 第 11 回理事会(通算第 103 回)

2016 年 6 月 23 日に第 11 回臨時理事会を開催し、代表理事の選任、安全管理委員の同意等について審議を行い、原案どおり承認された。

③ 第 12 回理事会(通算第 104 回)

2017 年 3 月 22 日に第 12 回理事会を開催し、2017 年度の事業計画書、収支予算書について審議を行い、原案どおり承認された。

3) 評議員会

第 5 回評議員会

2016 年 6 月 22 日に第 5 回評議員会を開催し、2015 年度の事業報告書、収支決算書、公益目的支出計画実施報告書の報告を行い、原案どおり承認された。また、理事及び監事の選任について審議を行い、原案どおり選任された。

4) 評議員選定委員会(第 2 回)

2016 年 5 月 19 日に第 2 回評議員選定委員会を開催し、評議員の選任を行った。

5) 安全管理委員会の開催

① 第 89 回安全管理委員会

2016 年 10 月 18 日に第 89 回安全管理委員会を開催し、移動式バスケット装置(改正)、フットサルゴール(移動式)(新規)、住宅用金属製脚立(改正)、乳幼児用ハイチェア(改正)の SG 基準についての審議を行い、一部修正のうえ、承認された。

② 第 90 回安全管理委員会

2017 年 2 月 9 日に第 90 回安全管理委員会を開催し、乳母車(改正)、ゆたんぼ(改正)の SG 基準についての審議を行い、承認された。また、PSC/SG 品目の基準改正の検討状況について説明を行った。

6) PL センター運営委員会の開催

第 45 回 PL センター運営委員会

2016 年 5 月 23 日に当協会の会議室において、第 45 回 PL センター運営委員会を開催し、2015 年度の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SG マーク製品の事故処理状況等の報告を行った。